

港湾での民間開発プロジェクト支援のご案内

一般財団法人 民間都市開発推進機構

民間都市開発推進機構は、国の制度に基づき指定された一般財団法人です
国からの無利子資金等を活用した金融支援メニューにより、港湾での民間事業者※
による開発プロジェクトを支援しています

【出資型支援】まち再生出資業務（港湾）

都道府県が策定する「広域的地域活性化基盤整備計画」の重点地区内において、広域的地域活性化の拠点となる港湾施設を整備する民間事業者に対して、民都機構が出資を行うことにより、事業立上げ支援を行います。

【主な支援条件】

- ・国土交通大臣に計画の認定を受けた民間事業者による拠点施設の整備事業であること
- ・道路、公園、緑地、広場等の公共施設※の整備を伴うこと など

【長期・安定的な融資型支援】共同型都市再構築業務（港湾）

港湾施設（旅客ターミナル、宿泊施設、物流施設等）の整備を実施する民間事業者
に長期・安定的な資金を提供します。

民都機構が共同事業者として建設費の一部を負担し、竣工時に取得した建物の持分
を事業者に譲渡した上で、その代金を長期割賦でご返済いただきます。

【主な支援条件】

- ・津波等からの一時的な避難場所として利用に供される防災上有効な施設を有すること
- ・道路、公園、緑地、広場等の公共施設※の整備を伴うこと など

※民間事業者はもとより、第三セクター、一般/公益財団法人も支援対象です

※新築のみならず、既存建築物の改築等（リニューアル、コンバージョン）も支援対象です

※ここでの「公共施設」とは、事業者の負担で整備され一般に開放される部分のことで、施設を公的に管理する必要はありません

【港湾関連の各支援内容のお問合せ先】

一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部（港湾担当）

〒135-6008 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル8階

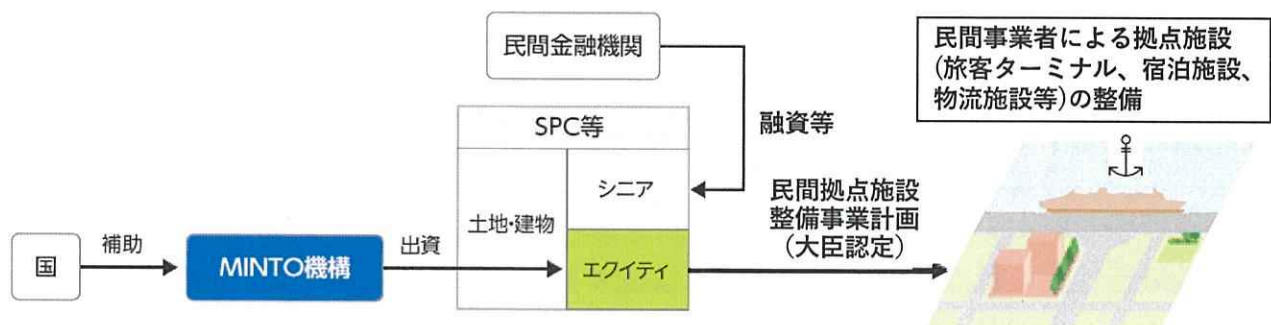
TEL : 03-5546-0786

<http://www.minto.or.jp/>

まち再生出資業務（港湾）【出資型支援】

都道府県が策定する「広域的地域活性化基盤整備計画」の重点地区内において、広域的地域活性化の拠点となる港湾施設を整備する民間事業者に対して、民都機構が出資を行うことにより、事業立上げ支援を行います

●事業スキーム

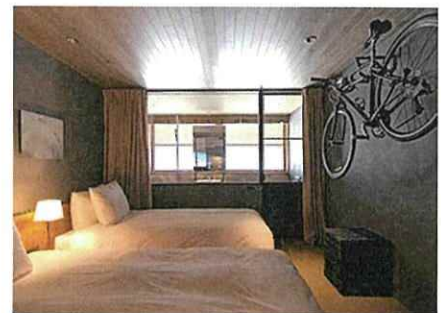


●支援事例

Onomichi U2 尾道糸崎港西御所地区【広島県尾道市、サイクリストホテル等】

JR 尾道駅から徒歩約 5 分の海沿いに建つ港湾倉庫（県営 2 号上屋）をリニューアルし、日本初のサイクリスト向け複合施設として、サイクリストホテルや瀬戸内の産品を使ったレストラン等の観光施設を整備するものです。県の公募事業であり、公有資産を有効活用して観光客の新たな拠点を創出することが期待されています。

民間企業の出資とあわせ、当機構の出資制度を活用することで、事業の立上支援が行われました。

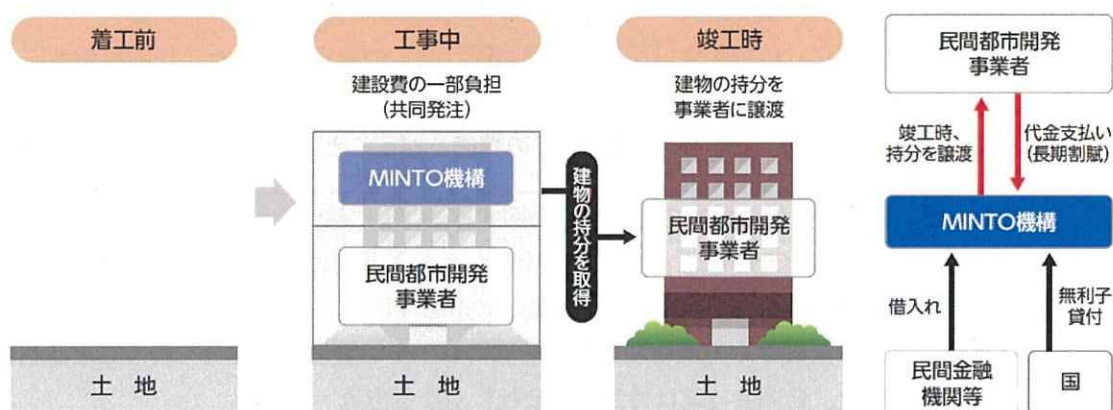


共同型都市再構築業務（港湾）【長期・安定的な融資型支援】

港湾施設（旅客ターミナル、宿泊施設、物流施設等）の整備を実施する民間事業者
に長期・安定的な資金を提供します

民都機構が共同事業者として建設費の一部を負担、竣工時に取得した建物の持分を
事業者に譲渡した上で、その代金を長期割賦でご返済いただきます

●事業スキーム



●支援事例

霞北埠頭流通センター【三重県四日市市、物流施設】

四日市港の港湾機能の拡充を進める一環として、国際コンテナ貨物の取扱いを霞ヶ浦地区に集約するため、コンテナターミナルの隣接地において、コンテナ貨物等の保管機能のほか、日用品の流通加工や集配拠点としての機能をも併せ持った高機能な物流施設を新たに整備するものです。

本施設は、津波等の災害発生時の一時避難場所としての機能も有しており、四日市港の物流機能の高度化及び防災機能の向上に貢献します。



支援対象事業のご案内

【出資型支援】まち再生出資業務（港湾）

対 象 区 域	港湾区域又は臨港地区の区域内（これらの区域外でも、港湾法に基づく国土交通大臣の港湾施設認定を受けている施設であれば、支援対象となります）
事 業 規 模	①三大都市圏の既成市街地等の区域内：事業区域面積 5,000 ㎡以上 （条件により、事業区域面積の要件が緩和できる場合があります） ②上記の区域以外：事業区域面積 2,000 ㎡以上
対 象 施 設	・旅客ターミナル、宿泊施設、物流施設等の港湾施設の整備事業であること ・国土交通大臣に「広域的地域活性化基盤整備計画」の認定を受けた、民間事業者による拠点施設の整備事業（認定事業）であること ・道路、公園、緑地、広場等の公共施設※の整備を伴うこと
支 援 対 象	①「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づき都道府県が策定する「広域的地域活性化基盤整備計画」の認定を受けた民間事業者に対する出資（専ら、認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社に限ります） ②専ら、認定事業者から建築物及び敷地を取得し、その管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社に対する出資 ③認定事業に係る不動産特定共同事業契約に基づく出資 等
事 業 採 算 性	10 年以内に配当等を行うことが確実であると見込まれること 等
限 度 額	「資本の額の 50%」、「総事業費の 50%」、「公共施設等整備費※」のうち最も少ない額

【長期・安定的な融資型支援】共同型都市再構築業務（港湾）

対 象 区 域	港湾区域又は臨港地区の区域内（これらの区域外でも、港湾法に基づく国土交通大臣の港湾施設認定を受けている施設であれば、支援対象となります）
事 業 規 模	事業区域面積：500 ㎡以上、延床面積：2,000 ㎡以上 （条件により、延床面積の要件が緩和できる場合があります）
対 象 施 設	・旅客ターミナル、宿泊施設、物流施設等の港湾施設の整備事業であること ・港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供される防災上有効な施設（退避経路、退避施設等）を有していること ・道路、公園、緑地、広場等の公共施設※の整備を伴うこと
支 援 限 度 額	「総事業費の 50%」又は「公共施設等整備費※」のいずれか少ない額
返 済 方 法	・期間：20 年以内（民都機構が資金拠出したときから起算します） ・返済方法・元金均等・半年賦償還
金 利 条 件	「5 年間固定（6 年目からは、5 年毎に金利見直し）」、 「10 年間固定（11 年目に金利見直し）」又は「20 年間固定（全期間固定）」
担 保	対象土地・建築物に抵当権を設定させていただきます

※ここでの「公共施設」とは、事業者の負担で整備され一般に開放される部分のことで、施設が公的に管理される必要はありません